

ストップ! 滞納



～公平な税負担を確保するために～

差押えによる滞納処分を強化しています!

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりに取り組んでいます。

税金は、皆さんが生活していく上で欠かせない行政サービスを進めるための大切な財源であり、決められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

市税の滞納は、納期限までに納税された多くの皆さんとの公平性を欠き、また、市の財政を圧迫するなど、解決しなければならない大きな課題となっています。

市では、収入があるのに納税しないといった、納税意識に乏しい滞納者に対して、給与や年金、預貯金、不動産などの差押えによる滞納処分を強化しています。

平成24年度差押え件数

差押債権	件数
給与	10
年金	8
預貯金	58
国税還付金など	7
合計	83



差押えには本人の同意は不要

市道民税や固定資産税などの市税には、それぞれ納期が決められています。納期限までに納税されず、督促や文書催告にも応じない方、分割納付の約束を守らない方などに対しては、その方の財産調査を行い、給与や年金、預貯金、土地、建物などの差押えを実施し、滞納となっている税金の解消を進めています。差押えは、本人の同意を必要とせず実施されますが、本人の信用にも関わりますので、早めの納税をお願いします。

延滞金の滞納も差押えの対象となります

納期限を過ぎて市税を納付した場合には、法律で定められた延滞金が加算され、納期限を過ぎるほど延滞金も大きくなります。

延滞金は、納期限までに納めた方との公平性を図るためのもので、必ず納めなければなりません。

延滞金が発生している場合には、納付書を送付しますので指定の期日までに納めてください。

また、延滞金のみ滞納している場合も差押えの対象となります。

口座振替をご利用ください

口座振替とは、本人が指定した税金の種類を、指定した預貯金口座から自動的に納税する方法です。

一度手続を行うと、納期のたびに金融機関へ足を運ぶことなく納税でき、翌年度以降も自動的に継続されますので、税金の「うっかり納め忘れ」を防ぐこともできます。

口座振替をご利用される方は、市内の金融機関や郵便局で手続を行うか、市・税務課(☎56-5004)までお問い合わせください。

《納期一覧》 納期限は原則、各月の月末です。

納期	税目期別
5月	軽自動車税(全期) 固定資産税(1期)
6月	市道民税(1期)
7月	固定資産税(2期) 国民健康保険税(1期)
8月	市道民税(2期) 国民健康保険税(2期)
9月	固定資産税(3期) 国民健康保険税(3期)
10月	市道民税(3期) 国民健康保険税(4期)
11月	固定資産税(4期) 国民健康保険税(5期)
12月	市道民税(4期) 国民健康保険税(6期)
1月	国民健康保険税(7期)
2月	国民健康保険税(8期)

《滞納処分までの流れ》

- 督促状の発送
 納期限までに納税がない場合に発送します。
- 電話催告・文書催告
 督促状発送後にも納税がない場合に電話・文書により催告します。
- 財産調査
 督促や催告をしても納税がない場合、勤務先や金融機関、取引先、日本年金機構などに財産の調査を実施します。
- 差押え
 財産調査で判明した財産を差押えます。
- 取立て・公売
 差押えた財産を強制的に取立てや公売を行い、金銭に換えて滞納している税金に充てます。

納税相談はお早めに!

病気療養や失業、収入が大きく減少したなど、やむを得ない家庭の事情や生活の困難などにより、納期限内の納税が困難な方はそのままにせず、お早めに相談ください。

また、市役所の通常業務時間内に仕事などで来庁できない方は、定期的に夜間・休日相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

市役所2階 税務課	夜間相談窓口	休日相談窓口	
	毎月第4木曜日 17:20～20:00 ※11・12・3月は 第2、第4木曜日2回実施	毎月第4日曜日 9:00～17:00	
平成25年	11月	14日、28日	24日
	12月	12日、26日	22日
平成26年	1月	23日	26日
	2月	27日	23日
	3月	13日、27日	23日

下記までお気軽に
お問い合わせを!



- 納税相談、固定資産税について
市・税務課(2階) ☎42-1804
- 市道民税、軽自動車税、国民健康保険税について
市・税務課(市民税係1階) ☎56-5004